

令和2年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

消費税率が5%から10%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分）

6,967千円

(歳出)

社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

141,745千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源				内訳		
		特定		財源		一般	財源	
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		そ の 他	
障害者福祉事業	23,705	16,480	0	0	532	6,693		
高齢者福祉事業	16,158	162	0	2,726	977	12,293		
児童福祉事業	8,043	4,794	400	319	186	2,344		
小計	47,906	21,436	400	3,045	1,695	21,330		
国民健康保険事業	8,471	0	0	0	623	7,848		
後期高齢者医療事業	26,993	4,138	0	0	1,682	21,173		
介護保険事業	27,322	0	0	0	2,011	25,311		
小計	62,786	4,138	0	0	4,316	54,332		
保健事業	25,519	3	3,300	12,101	744	9,371		
予防事業	3,092	309	0	20	203	2,560		
健康増進事業	1,949	627	0	1,205	9	108		
高齢者保健事業費	493	0	0	492	0	1		
小計	31,053	939	3,300	13,818	956	12,040		
合計	141,745	26,513	3,700	16,863	6,967	87,702		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。